



児童養護施設などから自立する児童への経済的支援

事業名	社会的養護児童自立支援事業		
ここが ポイント	社会的養護経験者の義務教育修了後の経済的支援を新たに実施します。	予算額	8,360 千円
		区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時 (<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 繼続) <input type="checkbox"/> レベルアップ <input type="checkbox"/> 繼続

令和 4 年の児童福祉法の改正により、社会的養護経験者等に対する自立支援が強化され、「社会的養護自立支援拠点事業（国庫補助事業）」が創設されました。

児童養護施設や里親家庭等から自立する児童が、安心して生活できるようにするため、経済的支援を実施します。

児童養護施設などから自立する児童への経済的支援 概要

① 家賃支援



助成額：家賃の 1/2 (上限 36,000 円/月)

助成期間：最大 6 年間

※東京都の居住費支援（上限 72,000 円/月）を受けた場合は、6 年間からその支援を受けた期間を差し引いた期間

② 資格取得金



助成額：上限 20 万円

申請期限：措置解除後 5 年以内（1 回限り）

※東京都社会福祉協議会の貸付金と併用可能

③ 支度金



助成額：上限 20 万円

申請期限：措置解除後 1 年以内（1 回限り）

※国の措置費上限 496,100 円とは別に助成

※東京都社会福祉協議会の貸付金と併用可能

対象 義務教育修了以上の年齢で、次のいずれかに該当する者

- (1) 港区が措置した施設退所者
- (2) 里親家庭等から自立する者
- (3) その他区長が必要と認めた者

事業開始 令和 8 年 4 月

問合せ

児童相談所 相談援助担当 (児童福祉係)

課長： 奥村 (おくむら) 03-5962-6503

係長： 菅原 (すがわら) 03-5962-6500